

広島県坂町における西日本豪雨災害被害実態調査 調査活動のしおり

配布資料

- ・調査活動のしおり(本紙)、調査地区の地図、調査票、集合住宅用別紙、説明資料、チラシ

オリエンテーション

- ・ 開会
- ・ 趣旨説明
- ・ 運営メンバー紹介
- ・ 配付資料の説明
- ・ 調査方法の説明
- ・ 一日の流れの確認
- ・ 坂町の状況・情報の共有
- ・ 注意事項
- ・ 調査資料セットの配布
- ・ チーム・グループ確認の時間

体調の異変を感じたら、絶対に無理をせず、本部に連絡して下さい！

本部連絡先: XXXXXXXXXX (ダイバーシティ研究所)

1 調査の目的

西日本豪雨災害により多くの被害が出ています。被災した家屋で避難生活を送っていたり、被害の実態が見えにくい状況が生じています。そこで、被害状況や発災後の生活について個別に訪問してお話を伺います。調査結果は、特に配慮を要する市民へこれから必要とされる施策について検討を進めるために活用されます。

調査を行う中で支援が必要な世帯が見つかった場合は、町役場の支援情報を届けます。

2 調査方法について

(1) 調査の流れ

- ・調査票に基づいて20～30分の聞き取り形式で行います。
- ・福祉専門職とサポート調査員の2人一組(チーム)で聞き取りを行います。
- ・複数のチームでグループとなって調査ブロック(地図)を担当し、チームで訪問状況を確認しながら進めていきます。1チームにつき8～10世帯/日程度を担当します。
- ・聞き取りが終了したら、調査員所感を記入します。
- ・記入済の調査票を、データベースに入力します。

(2) 調査票について(別紙調査票)

(3) 訪問時の対応

① 呼び鈴～挨拶

- ・西日本豪雨災害の被害実態調査で伺いました。調査員の●●と申します。
- ・被害状況等についてお話をうかがいたいのですが、玄関先までできていただけますでしょうか。(できるだけ対面をお願いします)

② 名乗る～事前確認

- ・坂町が実施しております西日本豪雨災害の被害実態調査の調査員の●●です。
被害の状況や現在の生活の様子など、20～30分程度お話をうかがいます。よろしくをお願いします。
- ・まずは、調査について簡単に説明いたします。(説明資料の読み上げ)

③ 聞き取り

・調査票に基づき聞き取り(記入の順は不問)

④ クロージング

・ご協力ありがとうございました。(説明資料と情報のチラシを渡す)

・今、お聞きした内容で記入しておりますので、よろしければサインをお願いします。

⑤ 訪問終了後

・調査票に記入漏れがないかを確認し、必要に応じて所感を記入する。

・地図に必要事項を書き込む(4)参照)。

⑥ 不在の場合

・生活気配があり、不在と思われる場合は不在票を入れる。

・調査票の「不在」欄にチェックし、対象の氏名、家屋の状況欄のみ記入する。

⑦ 不明の場合

・生活気配がないか、家屋の状況から明らかに居住していない場合には、調査票の「不明」欄にチェックし、対象の氏名、家屋の状況欄のみ記入する。

⑧ 調査拒否の場合

・調査票の所感欄に「拒否」と記入し、家の様子、応答時の印象を記入する

・拒否の場合であっても、調査後のデータ入力が必要です。

(4) 地図への記録

聞き取り完了	赤色鉛筆で囲む
不在	青色鉛筆で囲む
不明	☆印をつける
調査拒否	黒色で斜線

※集合住宅の場合は、別表に記入し、全戸完了した場合のみ赤鉛筆で塗りつぶす。

3 一日の流れについて

9:30～10:30 オリエンテーション

10:30～13:00 午前調査(12:30に現地を離脱)

13:00～14:00 休憩(オリエンテーション実施場所にて。弁当支給)

※休憩の開始時間は目安ですが、必ず1時間確保してください。

※調査の進捗状況を確認いたします。

14:00～16:30 午後調査(16:30には現地を離脱し、17:00には帰所してください)

17:00～17:50 データ入力

17:50～18:00 クロージング

(以下、遠距離から参加の専門職調査員)

18:00～18:40 夕食翌日調査を実施する専門職は、車で宿泊先に移動

18:50～ 移動(1時間程度)

※本部スタッフが、調査エリアを巡回していますので、何かあれば報告してください。

4 注意事項

- ・気候には十分に注意し、水分摂取を欠かさないでください。
- ・土砂等により、通行が危険な個所が点在していますので、十分注意してください。
- ・万が一、ケガや不調を感じた場合は、すぐに本部に連絡し、調査から離脱してください。
- ・お亡くなりになった方もおられます。対応に配慮をお願いします。

【参考】日本 DMORT 研究会「DMORT 家族支援マニュアル豪雨水害第 1 版」より

遺族を傷つける可能性のある言葉

(決して「禁句」ではないが、言葉を発する際に気をつけるように)

- ・「気持ちはわかりますよ」(簡単にわかってほしくないという心理がある)
- ・「彼は(彼女は)楽になったんですよ」(単なる気休めに聞こえる)
- ・「これから頑張って下さい」(遺族は既に十分頑張っている)
- ・「そのうち楽になりますよ」(その場限りの気休めに聞こえる)
- ・「泣いた方がいいですよ」(泣けない場合もある)
- ・「あなたが生きてよかった」(自身を責めている場合にはそれを増長する)
- ・「もっとひどいことが起こっていたかもしれない」
- ・「そんなに悲しんでいると、亡くなった方が心配しますよ」
- ・「一人っ子でなくて、よかったですね」(他に子どもがいようが、悲しみは同じ)
- ・「あなたはまだいいほうですよ」(他者との比較は心に響かない)
- ・「時間が解決してくれますよ」

早急に専門家につなげた方がいい場合

- ・うつ病に陥っていると思われる場合(食欲不振や不眠などの持続など)
- ・希死念慮が強くなっていたり、自傷他害の怖れがある場合
- ・アルコール依存などの問題が生じている場合
- ・避難所などでの集団生活ができないほど、感情コントロールが出来ない場合(周囲の被災者に影響を与える)

- ・ケースワークや支援が必要な住民が見つかった場合、本部で集約して町役場に対応をつなぎます。その場で解決しようとしなくて大丈夫です。

以上